

設置委託特記仕様書

令和8年4月版

設置委託特記仕様書（令和8年4月版）

I 設置委託について

- 1 委託名称： 花見川・稲毛環境事業所敷地内屋根設置委託
- 2 履行場所： 千葉市稲毛区宮野木町 2147-7 花見川・稲毛環境事業所
- 3 敷地面積： 9,712.51 m²
- 4 委託概要： 花見川・稲毛環境事業所の敷地内に、屋根と柱のみの独立した建築物を2棟設置する。
①屋根（大） 間口：3000mm 桁下：3200mm 奥行：6890mm 延床面積：20.67 m²
②屋根（小） 間口：3000mm 桁下：3200mm 奥行：4090mm 延床面積：12.27 m²
- 5 その他 (1) 工事を行う日は平日（祝日及び年末年始を除く。）のみ、工事時間は9時00分から16時30分までの範囲内とする。作業員は8時30分から入場可能であり、17時00分までに退場すること。
(2) 作業時間及び工程は施設管理者と十分協議の上、実施すること。特に薬剤使用による臭気等が発生する作業は十分に協議すること。
(3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、発注者の責任に帰する場合は、受注者がその賠償の責任を負うものとする。
(4) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本委託を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行うものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
(5) 工事にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
(6) 敷地内は職員や市民が車両を含め頻繁に通行するため、工事期間中の安全管理には十分注意すること。
(7) 計画通知申請及び完了検査申請を代行して行い、それらの審査は指定確認検査機関へ依頼すること。その他本委託の履行に必要な官公署その他の関係機関への届出等も代行して行うこと。それらに要する費用も受注者の負担とする。

II 工事仕様

1 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

- 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下「建標」という。）、
- 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下「電標」という。）、
- 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「機標」という。）、
- 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下「建改標」という。）、
- 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下「電改標」という。）、
- 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」（以下「機改標」という。）、
- 「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説（令和5年版）」（以下「解共」という。）、
- 「公共建築木造工事標準仕様書（令和7年版）」（以下「木仕」という。）

による。

2 特記仕様

- (1) 一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。
- (2) 一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。
- (3) 特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。
- (4) 項目下部に記載の（ ）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。
- (5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。

3 適用基準等

- | | | |
|--------------------------------|---------|----------------|
| (1) 「建築工事標準詳細図」 | (令和4年版) | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (2) 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」 | (令和7年版) | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (3) 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」 | (令和7年版) | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (4) 「営繕工事写真撮影要領」 | (令和5年版) | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (5) 「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」 | | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (6) 「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」 | | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (7) 「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」 | | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |

項目	特記事項
1 一般共通事項（全工事共通事項）	
1 施工体制台帳 (建標 電標 機標 1.1.5)	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
2 環境への配慮 (建標、電標、機標 1.4.1)	<p>(1) 本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）</p>
3 工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
4 工事の保険	<p>(1) 受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。</p> <p>(2) 本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。</p>
5 公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	<p>千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。</p> <p>(1) 資材・廃土運搬時の環境配慮 (2) 工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 (3) 基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 (4) 建設副産物の発生抑制及び再利用の推進</p>
6 安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
7 低入札価格工事中における下請負人のしわ寄せ防止	<p>低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人1者につき、各1回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。</p> <p>なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。</p>
8 工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
9 調査に対する協力	<p>(1) 受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>ア 調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。</p> <p>イ 調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。</p> <p>ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>エ 当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。</p>

10 過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
11 近隣への配慮	<p>本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。</p> <p>(1) 本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。</p> <p>(2) 本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。</p> <p>(3) 喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。</p>
12 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。
13 技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
14 防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
15 中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	<p>以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。</p> <p>ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外 ・非該当）。</p> <p>(1) 当初請負契約金額 1 億円以上かつ工期が 6 か月以上の工事</p> <p>(2) 「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む）</p> <p>(3) 工事担当課長が必要と認めた工事（・適用 ・非適用）</p> <p>※実施時期・回数は、監督職員の指示による。</p>
16 現場代理人の取扱い	<p>本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を 3 件まで兼任することができる。</p> <p>(1) 請負金額が 9,000 万円未満（建築一式工事以外は、請負金額 4,500 万円未満）であること</p> <p>(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと</p> <p>(4) 兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること</p> <p>(5) 兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること</p> <p>また、別敷地にて 2 件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が 9,000 万円以上（建築一式工事以外は、請負金額 4,500 万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。</p>
17 監理技術者の取扱い	<p>本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を 2 件まで兼任することができる。</p> <p>(1) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。</p> <p>(2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(3) 請負代金の額が 2 億円未満であること。</p> <p>(4) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。</p> <p>(5) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。</p> <p>(6) 公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。</p> <p>(7) 兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。</p>
18 従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和 7 年 1 月 28 日国不建技第 147 号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。

<p>19 設計変更</p> <p>20 細目別内訳書の提出</p> <p>21 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知</p>	<p>本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。</p> <p>千葉市建設工事請負契約約款第3条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。</p> <p>落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</p>
<p>2 一般共通事項（選択事項）</p>	
<p>1 発生材の処理等 (建標 1.3.11、電標 1.3.9、機標 1.3.9)</p>	<p>(1) 建設副産物等</p> <p>「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。</p> <p>ア 工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。</p> <p>「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。</p> <p>イ 請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。</p> <p>また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各1部提出する。</p> <p>ウ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。</p> <p>エ 建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、1部提出すること。</p> <p>オ 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。</p> <p>受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。</p> <p>カ 舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。</p> <p>キ 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け</p> <p>産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。</p> <p>(ア) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）</p> <p>(イ) 排出事業者名（〇〇株式会社 等）</p> <p>また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。</p> <p>(2) 建設リサイクル法</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。</p> <p>ア 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</p> <p>建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>イ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。</p> <p>(ア) 再資源化等が完了した年月日</p> <p>(イ) 再資源化等した施設名称及び所在地</p> <p>(ウ) 再資源化等に要した費用</p> <p>なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。</p> <p>ウ 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項</p> <p>(ア) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に</p>

	<p>対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。</p> <p>(イ) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。</p> <p>(ウ) 書面は施工計画書に添付するものとする。</p> <p>(3) 建設発生土の処分</p> <p>ア 建設発生土の搬出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生土なし ・発生土あり ・<input type="checkbox"/>搬出なし ・<input type="checkbox"/>構内指示の場所にたい積 ・<input type="checkbox"/>搬出あり ・<input type="checkbox"/>構内指示の場所に敷き均し <p>名称及び所在地： 受入れ時間帯： 仮置き等： 搬出調書等： 地質分析：<input type="checkbox"/>する <input type="checkbox"/>しない</p> <p>※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと</p> <p>イ 建設発生土の工事間利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<input type="checkbox"/>利用なし ・利用あり（<input type="checkbox"/>建設工事、<input type="checkbox"/>課発注）
<p>4 材料・機材の品質等 (建標、電標、機標 1.4.2)</p>	<p>本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS 及び JAS マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること <p>なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社)公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器仕様は、（<input type="checkbox"/>製造者の標準仕様 <input type="checkbox"/>国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
<p>5 完成図等 (建標 電標 機標 1.7.1) (表 1.7.1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ニツ折り製本 A4判 (縮刷版) 2部 ・保全に関する資料 2部 ・材料、機器完成図 2部 <p>詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で3部提出する。(2部は写し可)</p>
<p>6 設計 GL</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計 GL = 現状 GL
<p>7 工事用水</p>	<p>構内既存の施設 <input type="checkbox"/>利用できない <input checked="" type="checkbox"/>利用できる (・有償 <input type="checkbox"/>無償)</p> <p>※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む</p>
<p>8 工事用電力</p>	<p>構内既存の施設 <input type="checkbox"/>利用できない <input checked="" type="checkbox"/>利用できる (・有償 <input type="checkbox"/>無償)</p> <p>※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む</p>
<p>9 仮囲い等</p>	<p>仮囲い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラーコーン等による区画 ・交通誘導員 (・常駐 <input type="checkbox"/>必要に応じて)